

愛称: りそな
ペア・ハイ インカム



CA米国・ユーロ高利回り債ファンド
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ

本投資信託説明書（目論見書）は、前半部分は「CA 米国・ユーロ高利回り債ファンド」の「投資信託説明書（交付目論見書）」、後半部分は同ファンドの「投資信託説明書（請求目論見書）」から構成されています。

本書は、証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

CA 米国・ユーロ高利回り債ファンド
追加型証券投資信託/ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書(交付目論見書)
2006年12月

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

1. 本投資信託説明書（交付目論見書）により行う「CA 米国・ユーロ高利回り債ファンド」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）の第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 6 月 9 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 6 月 10 日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめ、または同時に交付を行う目論見書です。
また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社に対して投資家の請求により交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
3. 「CA 米国・ユーロ高利回り債ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。
4. ファンドは元本及び分配金が保証されているものではありません。

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象となりません。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・証券会社以外の金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主に内外の投資信託証券を通じて外貨建ての債券を主要投資対象としていますので、金利変動による組入債券の価格下落や組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託説明書（交付目論見書）の目次

ファンドの概要	
ファンドの概要	1
ファンドの運用内容	
ファンドの特色	4
投資方針	5
投資対象	10
分配方針	11
投資制限	12
ファンドのリスク	
ファンドの主なリスク	14
その他の留意点	15
ファンドのしくみ	
ファンドのしくみ	16
委託会社の概要	17
運用体制及びリスク管理体制	18
ファンドの申込方法	
申込（販売）の手続等	19
換金（解約）の手続等	21
ファンドにかかる費用・税金	
お客様に直接ご負担いただく費用・税金	23
ファンドで間接的にご負担いただく費用	23
税金の取扱	25
ファンドの運営方法・その他	
管理及び運営の概要	27
内国投資信託受益証券事務の概要	29
その他ファンドの情報	31
投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目	32
ファンドの運用状況	
ファンドの運用状況	33
ファンドの財務ハイライト情報	38
『信託約款』	43

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」*の規定の適用を受けることとします。

*政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

◆振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます）が予めこのファンドの受益権を取扱うことに同意した振替機関及びこの振替機関にかかる口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「ファンドの運営方法・その他」中の《その他ファンドの情報》「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約金は、社振法及び「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権*を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

*受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款（平成19年1月4日以降適用）の変更内容について」をご覧ください。

以上

ファンドの概要

ファンドの名称	CA 米国・ユーロ高利回り債ファンド
商品分類	追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ
ファンドの目的	当ファンドは、主として2つの投資信託証券へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用することにより、米国と欧州のハイイールド債市場に投資し、中長期的な信託財産の成長と安定した収益分配の確保を目指した運用を行います。
主な投資対象	主として、米国のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券「PCA 米国ハイイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)」及び欧州のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド*」の毎月分配クラスに投資します。 * ファンドの名称の表記方法に変更がありました。
信託設定日	平成 16 年 3 月 19 日(金)
信託期間	平成 16 年 3 月 19 日(金) ~ 無期限とします。
決算日	毎月 12 日 (休日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。
募集期間	平成 18 年 6 月 10 日(土) ~ 平成 19 年 6 月 11 日(月) 募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって、更新されます。
募集上限	5,000 億円

ファンドの概要

取得のお申込み	<p>原則として、いつでもお申込みできます。 ただし、ファンドの休業日[*]にあたる場合は、お申込みできません。</p> <p>[*]日本の証券取引所の休業日、日本、パリ、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日いずれかに該当する場合は、ファンドの休業日となります。</p>
取得のお申込単位	<p>1万円以上1円単位または1万口以上1万口単位 お申込みには、「自動けいぞく投資コース^{*1}」と、「一般コース^{*2}」の2つがあります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。</p> <p>^{*1}「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。</p> <p>^{*2}「一般コース」は、収益分配時に分配金を受取るコースです。</p>
お申込価額	お申込日の翌営業日の基準価額
お申込手数料	3.15% (税抜 3.0%) を上限に販売会社が定めるものとします。
途中解約	<p>原則として、いつでも解約できます。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。</p> <p>「解約請求」または「買取請求」によりお申込みいただけます。ただし、買取のお取扱については販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。</p>
解約単位	1口単位または1万口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	なし
解約代金のお支払い	解約請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。

信託報酬	信託財産の純資産総額に対し、年率 1.05% (税抜年率 1.00%) 以内、(現状、0.945% (税抜 0.90%)) を乗じて得た金額。 この他、組入投資信託証券においても信託報酬がかかります。
税金等	後記「ファンドにかかる費用・税金」をご覧ください。
委託会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
受託会社	りそな信託銀行株式会社

【基準価額及び解約価額、販売会社について委託会社の照会先】

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
お客様サポートライン

電話番号： 0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付時間： 月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時
(半日営業日は午前9時～午前11時半)

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

ファンドの運用内容

ファンドの特色

当ファンドは、主として2つの投資信託証券へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用することにより、米国と欧州のハイイールド債市場に投資し、中長期的な信託財産の成長と安定した収益分配の確保を目指した運用を行います。

ファンドの特徴：

1. 毎月分配を行います。

◇毎月12日^{※1}が決算日です。 ^{※1} 休日の場合は翌営業日

- ・原則として、インカム・ゲイン（債券の利息収入）から分配金をお支払いします。
- ・原則として、キャピタル・ゲイン（債券の売買益（評価益含む）、償還差益、為替差益）は分配準備積立金として積立てますが、分配金の支払に充てることもあります。

*当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、投資信託に投資した結果得られるインカム・ゲイン（分配金等）やキャピタル・ゲイン（売買益、評価益等）を分配原資とします。

〈自動けいぞく投資コース〉の場合：分配金は税金控除後、決算日の基準価額により無手数料で再投資されます。^{※2}

〈一般コース〉の場合：分配金は原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。

^{※2} 「定期引出」により分配金を受取ることもできます。

◇原則として、為替ヘッジを行わないため、分配金は為替相場の変動の影響を受けます。

*ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

2. ペアの魅力1>市場と通貨がペアです。

◇米国と欧州の2つのハイイールド債市場に投資します。

◇米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替レート変動によるリスクを軽減することに努めます。

3. ペアの魅力2>運用会社がペアです。

◇2つの運用会社が各々に運用を行う、2つのファンドに投資します。

◇ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

◇主として、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社が運用する「PCA 米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）」とクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーが運用する「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド」^{※3}の毎月分配クラスに投資します。

^{※3} ファンドの名称の表記方法に変更がありました。

4. 米国と欧州のハイイールド債^{※4}に投資することにより、高いインカム収益の獲得を目指します。

^{※4} ハイイールド債（高利回り債/投機的格付債）とは、BB格以下に格付されている債券です。

※ 投資信託のことをファンドといい、ファンド・オブ・ファンズとは投資信託に投資する投資信託のことをいいます。一般的な投資信託は株式や債券に投資しますが、ファンド・オブ・ファンズは、複数の投資信託に投資します。即ち、一つのファンドが他の複数のファンドに分散投資を行う仕組みです。投資先の投資信託から株式や債券などへ投資します。

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することが出来ます。

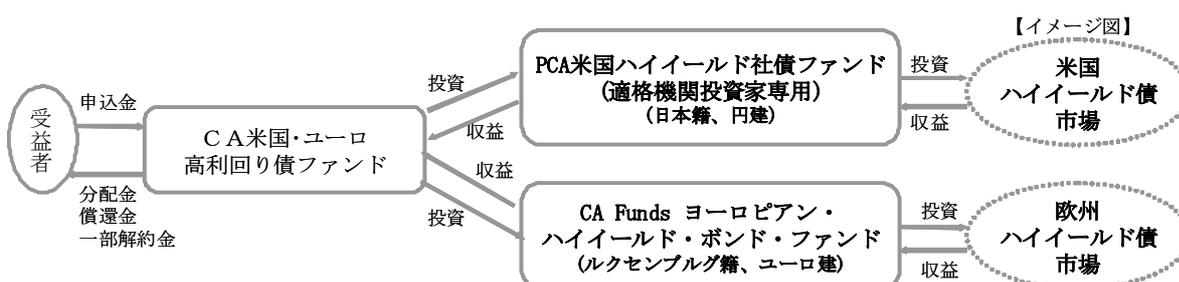
ファンド・オブ・ファンズ方式の投資によるメリット

- ・資産規模の大きなファンドへ投資することによって幅広い分散投資を可能にします。
- ・少額でも効率よく資産運用できるので投資コストの軽減が図れます。
- ・既に運用実績のあるファンドに投資ができます。

当ファンドは、主として2つの投資信託証券へ投資します。

「PCA 米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）」は、当ファンドの日本での設定にあたり新たに設定された国内籍の契約型私募投資信託です。

「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスは、ルクセンブルグ籍の会社型投資信託で、当ファンドの日本での設定にあたりファンドに新たに毎月分配クラスを設けたもので、既存クラスと合せて合同運用が行われています。



投資方針

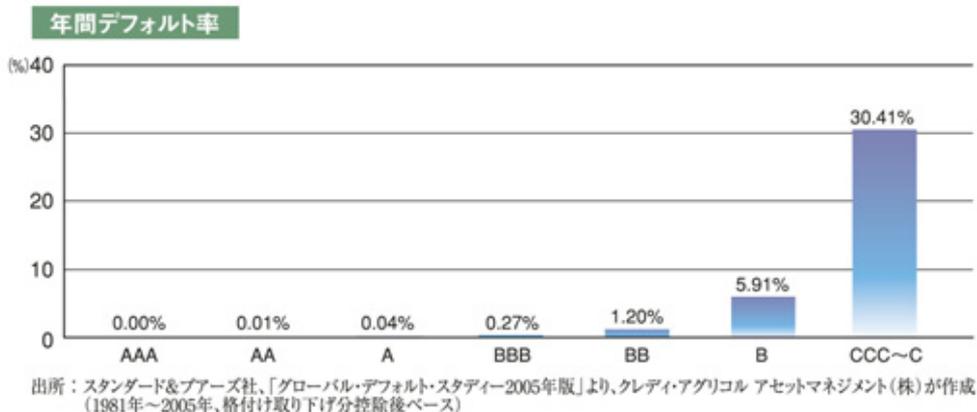
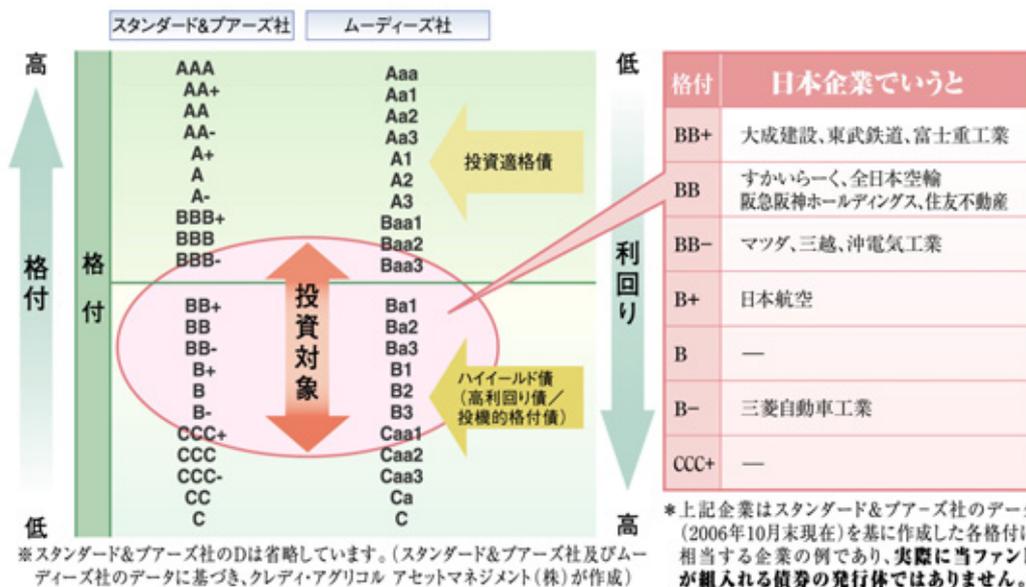
当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。主として、米国のハイイールド債市場へ投資する日本籍の「PCA 米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）」と、欧州のハイイールド債市場へ投資するルクセンブルグ籍の「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

ハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）：債券等の格付機関（スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社など）によって格付される債券の信用度でダブルB格（BB格）以下に格付されている債券をいいます。投資適格債（トリプルB格（BBB格）以上）と比較して信用リスクが高い反面、期待収益率が高い特徴があります。

なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。原則として、為替ヘッジは行いません。

ファンドの運用内容

※「格付」とは、債券などの元本及び利息が償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本及び利息が償還まで定め通りに返済される確実性が低く(信用リスクが大きく)なります。



- ① 主として、米国のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券「PCA 米国ハイイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)」及び欧州のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスに投資します。
- ② 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③ 投資信託証券への投資にあたっては、委託会社が指定する投資信託証券を通して、分散投資を行うことを基本とします。当ファンドの投資対象である投資信託証券においては、銘柄分散および企業調査や分析によって個別銘柄の信用リスクを低減するように努めています。投資比率の変更は、委託会社の判断により適宜行われます。
- ④ 組入投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた投資信託証券は、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

【投資対象ファンド概要】

当ファンドは、主として2つの投資信託証券へ投資します。

「PCA 米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）」は、当ファンドの日本での設定にあたり新たに設定された国内籍の契約型私募投資信託です。

「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスは、ルクセンブルグ籍の会社型投資信託で、当ファンドの日本での設定にあたりファンドに新たに毎月分配クラスを設けたもので、既存クラスと合わせて合同運用が行われています。

『PCA 米国ハイイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)』

(日本籍、契約型投資信託、円建)

設 定 日：2004年3月22日
 純 資 産：344.9億円（2006年10月末現在）
 信託報酬：年率0.735%（税抜年率0.70%）
 運用会社：ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
 投資顧問会社：ピーピーエム アメリカ インク（PPMアメリカ）

《ファンドの特徴》

1. PCA 米国ハイイールド社債ファンドマザーファンドへの投資を通じて、主として米国の高利回り社債に投資することにより、高水準の金利収入の確保と同時に有価証券の値上り益の獲得を目指し、収益性を重視した運用を行います。
2. 業種及び個別銘柄の分散投資により、リスクの低減を図ります。高利回り社債の中でも、投資時においてBB+格からB-格の銘柄を中心に投資を行います。原則としてB-格未満の銘柄へは投資を行いません。組入後、スタンダード&プアーズ社またはムーディーズ社のいずれかによりB-格相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券がスタンダード&プアーズ社及びムーディーズ社のいずれからB-格相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヵ月以内に当該債券を売却します。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

*資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

《ポートフォリオ現況》

平均直接利回り^{※1}：7.53%
 平均最終利回り：7.33%
 平均格付：BB-
 銘柄数：267
 修正デュレーション^{※2}：5.31
 （2006年10月末現在）

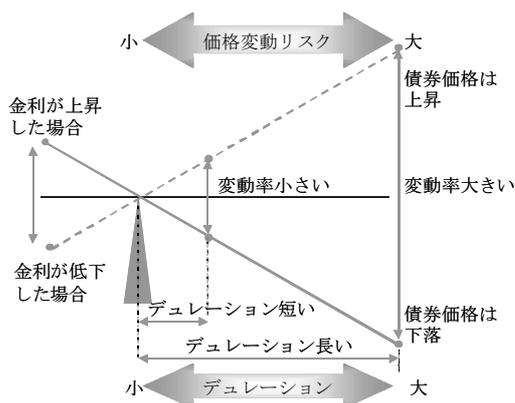
*過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※1 直接利回りは「直利」ともいい、利付債のみに用いられる利回りの計算方法です。

直接利回りは、毎年の利子のみを考え、この利子が投資元本に対して年率何%になるかをみるものです。償還差損益が生じる場合でも、これらを一概無視して投資元本(買付価格)に対して毎年何%に相当する収益(利息)が入るかを単純に計算します。

※2 「修正デュレーション」とは、金利が変動した場合の価格変動性を表す尺度で、利回り価格曲線の接線の傾きを価格で割ったものです。利回りが1%変化した場合に、債券価格が何%変化するかというリスク指標となります。修正デュレーションが5というのは、利回りが1%動いた場合に価格が5%動くということを意味します。修正デュレーションは、利率が低い債券ほど大きくなり、また、残存期間が長い債券ほど大きくなります。つまり利率が低い債券ほど、また残存期間が長い債券ほど、金利変動に対する価格変動性が大きいといえます。今後、金利が低下すると予測できる場合は修正デュレーションを大きくし、金利が上昇すると予測される場合は修正デュレーションを小さくすることで、ポートフォリオのリスク管理を行うことができます。

ファンドの運用内容



《ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社》

- ・ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社は英国プルーデンシャルグループの日本における資産運用会社として、生命保険や投資信託の資産を中心に運用しております。
- ・当グループは1848年に設立され、150年以上の長い歴史を持つ総合金融サービスグループです。英国を代表する生命保険会社を中核とし、投資信託の発祥の地でもある英国を基盤に世界中のお客様へ質の高い金融商品・サービスをご提供しています。グループの運用資産総額は約47.5兆円（2005年12月末現在）にのびります。

《ピーピーエム アメリカ インク (PPMアメリカ)》

- ・当ファンドの投資顧問会社であるピーピーエム アメリカ インクは英国プルーデンシャルグループの米国における資産運用会社であり、安定性が重視される生命保険や年金の資産運用を中心に行っています。特に社債の運用には強みを持っており、信用分析に基づくスプレッドの獲得により超過収益を追求する運用を得意としています。同社の債券の運用資産額は約8.4兆円（2005年12月末現在）にのびります。

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社は、英国で設立されたプルーデンシャル社（「英国プルーデンシャル社」）の間接子会社です。

英国プルーデンシャルグループは、英国プルーデンシャル社とその子会社および関連会社から構成され、世界各国で保険やその他の金融サービス事業を展開する世界有数の金融サービスグループです。150年以上の歴史を持ち、2005年12月末現在、その運用資産は2,340億ポンド（約47.5兆円）にのびります。英国プルーデンシャルグループは、主に米国で事業を展開しているプルーデンシャル ファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

『CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド』

(ルクセンブルグ籍、会社型投資信託、ユーロ建) *ファンドの名称の表記方法に変更がありました。

設定日	: 2001年6月4日
ベンチマーク	: メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイイールド・コンストレイント・インデックス (BB-B)
純資産	: 約 318.36 百万ユーロ (約 476 億円@149.60 円、2006 年 10 月末現在)
信託報酬	: 税抜年率 0.70%*(毎月分配クラス) *その他管理事務 (登録・名義書換、監査、法律事務、印刷等) に関する報酬 (税抜年率 0.10%以内) ががかかります。
運用会社	: クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー

《ファンドの特徴》

1. 「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド」は、主として欧州の高利回り社債に投資することにより、高水準の金利収入とキャピタル・ゲインの獲得を目指し、収益性を重視した運用を行います。
2. ファンドはユーロ建です。
* 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

《ポートフォリオ現況》

平均直接利回り : 7.74%
 平均最終利回り : 7.02%
 平均格付 : B
 銘柄数 : 96
 修正デュレーション : 4.16
 (2006 年 10 月末現在)
 *過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー概要》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、クレディ・アグリコル・グループの資産運用会社で、パリ(フランス)に本社をおきます。欧州をはじめ、アジア、米国に活動拠点をもち、グローバルな運用体制を有します。市場、スタイル、種類において、多岐にわたる商品を提供しております。クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーの運用資産残高は約 4,793 億ユーロ (約 67 兆円) ※¹ に達しております。また、債券運用残高は 2,169 億ユーロ (約 30 兆円) ※¹ となっております。

※¹ 2005 年 12 月末現在

ファンドの運用内容

投資対象

①投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるもの(CP)を除きます)
 - ニ. 金銭を信託する信託の受益権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「PCA 米国ハイイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)」の投資信託証券及び「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド」の投資信託証券の毎月分配クラスその他、次の有価証券(本邦通貨表示のものに限ります)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④金融商品による運用の特例

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の1. から4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

分配方針

①収益分配方針

ファンドは、毎決算時（毎月12日。休日の場合は翌営業日とします）に、原則として次の方針により分配を行います。

1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保額の運用方針

留保額の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配

1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(i) 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ii) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その金額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

(iii) 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

(iv) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるもの（追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの）とし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等とは、原則として、各受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払

(i) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引換に支払います。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券を交付します。

(iii) 上記(i)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。

(iv) 受益者が、収益分配金について上記(i)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換に受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

投資制限

1. 当ファンドの約款で定める投資制限

①投資信託証券以外への投資は、信託約款に定める範囲内で行います。

②株式への投資制限

株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます)への直接投資は行いません。

③外貨建資産への投資制限

外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます)の投資割合には制限を設けません。

④同一銘柄の投資信託への投資制限

原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ1ファンドへの投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される(販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます)ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得が出来るものとします。

⑤特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑥外国為替予約取引の指図及び範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑦資金の借入れの制限

(i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑧受託会社による資金の立替え

(i) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ii) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

(iii) 立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

2. 法令により禁止または制限される取引等

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます）等により、後記に掲げる取引は、禁止または制限されます。

1) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

2) 先物取引等の評価損の制限

委託会社は、信託財産の純資産の100分の50を乗じた額が、当該信託財産に係る次の(a)、(b)に掲げる額（これらの取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には、当該評価益の合計額を控除した額とします）並びに(c)及び(d)に掲げる額の合計額を下回るものとなるものにかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図することはできません。

- (a) 当該信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます）。
- (b) 当該信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる一または複数の有価証券若しくは有価証券指数またはこれと類似のものをいいます）の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- (c) 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。
- (d) 当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

ファンドのリスク

ファンドの主なリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります)ので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。以下は、当ファンドに関して考えられ得る主なリスクです。

① 一般的経済状況

市場及び投資資産は、金利、政府による政策や貿易、外国為替レートといったマクロ経済的な要因に影響を受ける可能性があります。かかる要因により予期せぬ変動が起こり、投資資産の価格自体だけでなくボラティリティにも影響が及ぶ可能性があります。

② 市場リスク

上場、非上場にかかわらず、有価証券への投資にはリスクが伴います。有価証券の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。従って、ファンドの基準価額は、現在のファンドが置かれている投資環境により変動します。債券及びその他確定利付証券への投資もリスクを伴います。債券価格は金利によって変動し、金利が上昇すると債券価格は下がります。債券及びその他確定利付証券の市場価格は、発行体の債務不履行や流動性リスクなどの信用リスクの影響も受けます。

③ 市場参加リスク

当ファンドが(直接若しくは間接に)取引または投資を行う相手方であり、または当ファンドの信託財産の保管を委託されるブローカー会社及び銀行を含む機関は、営業能力または当ファンドの資本ポジションを損なうような財政困難に直面することがあります。

④ 相手方当事者の債務不履行

当ファンドが取引を行う一定の組織化された市場が、主たる市場になります。かかる市場において、当ファンドは相手方当事者の債務不履行による影響を受けます。

⑤ 信用リスク (破産または債務不履行)

- ・ 発行者の財務内容の悪化等により、債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクをいいます。当ファンドの投資対象であると投資信託証券(ファンド)は主にBB格以下のハイイールド債(投機的格付債)を投資対象としているため、BBB格以上の投資適格債を主な投資対象とするものに比べて信用リスクが高くなります。
- ・ 相手方当事者が破産した場合、本来ならば相当の利益を得ていたと思われる場合でも、当ファンドの資金を回収することは不可能となり、受益者は元本割れを含む多大な損失を被ることがあります。
- ・ 債券への投資は、該当する発行体の財政状況、一般的な経済状況、若しくはその両方、あるいは金利の予期せぬ上昇により、特に超過債務の発行体が利払・元本償還能力を失うおそれのある場合、不利な変動をすることがあります。該当する発行体の利払・元本償還能力は、(発行体)企業の特定の事業展開や、特定の経営プランの実現不能若しくは追加的資金調達が不可能な場合にも、不利な変動をすることがあります。また、景気の低迷や金利上昇は、債務証券の発行体の債務不履行の可能性を増大させるおそれがあります。
- ・ 一般に、債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクのことを信用リスクといえます。
- ・ 高利回り債とは、格付機関によりBB格相当以下に格付されている社債をいい、より高い信用格付を有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方で組入債券の価格は大きく変動すると考えられます。当ファンドが投資信託証券を通じて投資する公社債及び短期金融商品に債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合、あるいは格付機関により信用格付が格下げされた場合等には、当該公社債及び短期金融商品の価格は下落し、その影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、高利回り債は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。このため、個々の企業の業績、財務内容の変化や全般的な景気動向の影響を強く受け、債券価格は格付の引上げ、引下げなどによって上下に大きく変動します。

⑥ ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

⑦ 流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買でき

ない場合、不測の損失を被るリスクがあります。

⑧ 政治的リスク

ある国の政治状況が、ファンドが投資する国の証券価値に影響をもたらすことがあり、結果としてファンドの基準価額にも影響をもたらされることがあります。

⑨ 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合、債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になります。また、償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなります。逆に、金利が低下すると、債券価格は上昇し、ファンドの基準価額が上昇します。そして、償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の上昇幅は大きくなります。

⑩ 為替変動リスク

- ・ 外貨建資産に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ 当ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、投資対象とされるファンドの投資有価証券はいずれも外貨建であり、為替ヘッジは行いません。従って、ファンドの基準価額は、円安になると上昇する傾向が、反対に円高になると下落する傾向があります。
- ・ 外貨建資産は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて、価格が大きく変動する可能性もあります。

⑪ 規制の変更

- ・ 法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性もあります。
- ・ 将来規制が変更された場合、当ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

⑫ 分配金に関するリスク

- ・ 安定した分配を目指しますが、金利や為替相場の影響を受けて変動します。ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

⑬ その他

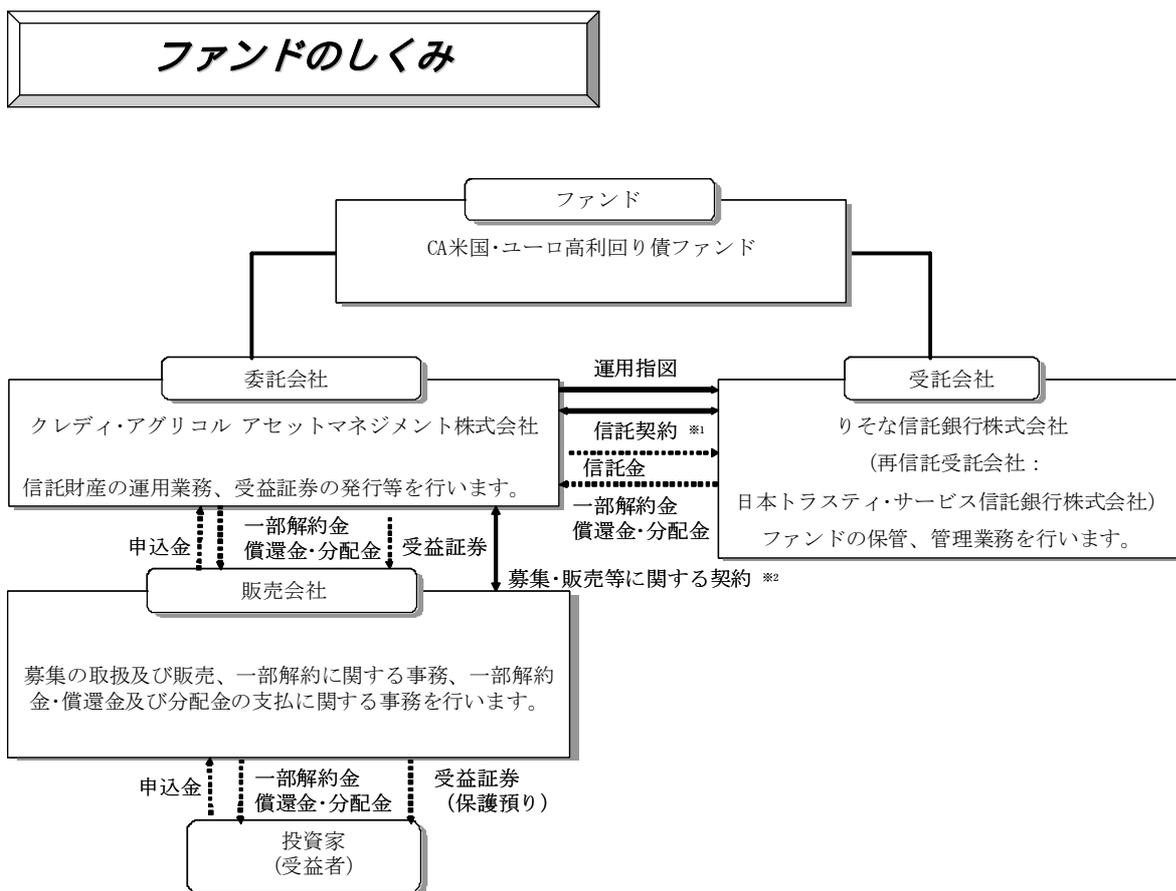
- ・ 前記以外にも、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・ 投資環境の変化等により、継続募集期間の更新を行わないことや、募集を停止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを購入できなくなります。
- ・ 証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、当初元本を下回る可能性があります。

その他の留意点

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託は預金ではありません。
- ・ 投資信託は預金保険の対象とはなりません。
- ・ 投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・ 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・銀行は販売の窓口となります）。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・ 証券会社以外の金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

ファンドのしくみ



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約(投資信託約款)」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益証券、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金及び償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

当ファンドは平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券に関する該当事項はなくなります。

委託会社の概要

名称 : クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
 代表者の役職氏名 : 代表取締役会長 青野 晴延
 本店の所在の場所 : 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

(i) 委託会社の資本金
 3億円 (有価証券届出書提出日現在)

(ii) 委託会社の沿革
 昭和61年7月1日 「インドスエズ・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッド」設立
 昭和63年6月8日 証券投資顧問業の登録
 平成元年1月31日 投資一任契約にかかる業務の認可
 平成2年7月20日 「インドスエズ・ガートモア・アセット・マネージメント株式会社」に商号変更
 平成6年9月20日 「インドスエズ・ガートモア投資顧問株式会社」に商号変更
 平成7年10月2日 「インドスエズ投資顧問株式会社」に商号変更
 平成9年9月1日 「インドカム投資顧問株式会社」に商号変更
 平成10年9月30日 「インドカム・アセット・マネージメント投信株式会社」に商号変更
 平成10年11月24日 証券投資信託委託業の免許取得 (法律改正に伴い、現在は認可取得)
 平成13年4月25日 「クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社」に商号変更

(iii) 大株主の状況

(有価証券届出書提出日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
クレディ・アグリコル アセット マネジメント・エス・エー	フランス共和国 パリ市 パスツール大 通り 90番地 75015	23,200株	100%

(iv) 現況

《クレディ・アグリコルについて》

クレディ・アグリコル・グループは、1894年に設立された、フランス最大級のリテールバンク、クレディ・アグリコル エス・エーを中核とする金融グループです。

クレディ・アグリコル エス・エーは、欧州大陸第1位のユニバーサルバンク^{※1}(地銀41行、従業員数約62,000人超、9,100支店^{※2})であり、フランス国内で上位の格付を取得しております(スタンダード&プアーズ社: AA-格、ムーディーズ社: Aa2格、フィッチ社: AA格^{※3})。

クレディ・アグリコル・グループの業務内容は、商業銀行部門、地方銀行部門、資産運用部門、生命保険部門、損害保険部門、コンサルタント部門等と広範囲にわたっております。

また、2003年6月にフランス大手銀行クレディ・リヨネを買収したことで、ユーロ圏最大級の金融グループとなっております。

※1 自己資本(第一分類)は605.99億米ドル(出所: The Banker, July 2006)に基づきます。

※2 2005年12月末現在

※3 2006年3月末現在

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社》

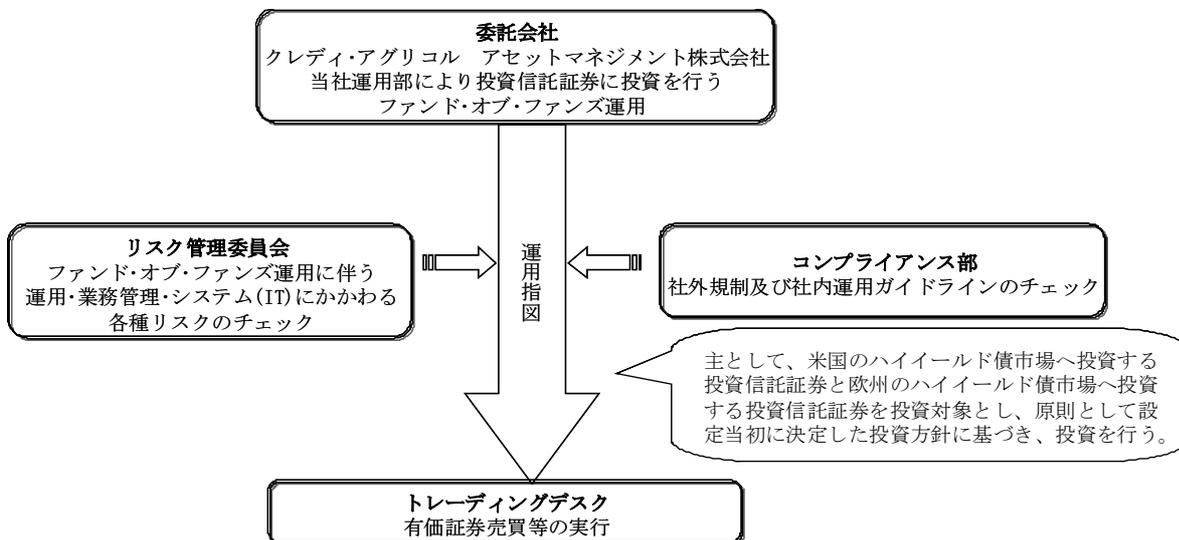
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、グループの資産運用会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー(フランス)の100%子会社で、日本における資産運用ビジネスの拠点として、1986年以来、日本のお客様に資産運用サービスを提供しております。

現在、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、日本株式の運用拠点としてパリ本社運用チームと連携した日本株式アクティブ運用を行っており、元本確保型ストラクチャード商品を中心とする投資信託を多数設定、欧州株式、欧州債券、オルタナティブをはじめとする機関投資家向商品など、幅広い商品提供を行っております。

ファンドのしくみ

運用体制及びリスク管理体制

当ファンドの運用体制及び運用プロセスは次の通りです。



ファンドの運用体制は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

【リスク管理体制】

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社ではリスク管理を徹底すべく、以下のように2段階でリスクのモニター・管理を行っております。

▶ 運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当する運用部は、企画本部からのフィードバックをもとにリスク・パフォーマンス状況の検討、組入投資信託証券のリスク試算等を行い、リスク管理が運用プロセスの重要な一部であるとの認識に立って、運用の決定を行います。またコンプライアンス部とともに、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規定の遵守を徹底しております。

▶ 業務上のリスク管理

コンプライアンス部では、現在以下の事項を実施しています。

- (i) ファンド毎に、目論見書(信託約款)上のファンド個別の投資制限や投信法及び社団法人投資信託協会規則等に基づくチェック項目がシステムにプログラムされ、日次ベースでコンプライアンス担当者が運用状況を確認します。
- (ii) 投資制限等に超過が見つかった場合は、運用担当者に連絡し事情を確認。市場変動等外的要因による“一時的な超過”とみなせる場合も含め、適切にポジションの改善が図られるまで日次で確認及び運用担当者との連絡を続けます。
- (iii) 運用状況の確認の結果は、毎月開かれるコンプライアンス委員会（メンバーは会長、社長、法務部長、コンプライアンス部長及び同スタッフ、業務管理本部長、運用部長）に報告されます。同委員会においては、決済に関わる問題、その他受託者責任上の諸問題が発生した場合の問題処理手続や再発防止策についても報告、議論がなされ、リスク管理について必要な方策を講じています。
- (iv) 四半期毎にリスク管理委員会（メンバーは全ての常勤取締役、法務部長、コンプライアンス部長及び運用部で構成）が開かれ、運用・業務管理・システム（IT）に関わるリスクの週次・月次モニターの結果等を通じてリスク管理体制全般の構築が行われています。

申込（販売）の手続等

【お申込みの受付場所】

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で扱わない場合があります。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。委託会社の照会先は下記の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン
 電話番号 : 0120-202-900 (フリーダイヤル)
 受付時間 : 月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時
 (半日営業日は午前9時～午前11時半)
 インターネットホームページ : <http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

【販売取扱期間と販売価額】

原則としていつでもお申込みできます。

ただし、ファンドの休業日^{*1}にあたる場合にはお申込みできません。

	申込取扱期間	販売価額
募集期間	平成18年6月10日(土)から 平成19年6月11日(月)まで ^{*2}	お申込日の翌営業日の基準価額

投資環境及び基準価額の水準、または既存の受益者に不利益が生じると委託会社が判断する場合には前記期間であっても買付のお申込みをお受けしないことがあります。

^{*1}日本の証券取引所の休業日、日本、パリ、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合は、ファンドの休業日となります。

^{*2}募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

【お申込単位】

1万円以上1円単位または1万口以上1万口単位

お申込みには、「自動けいぞく投資コース」と、「一般コース」の2つがあります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、各販売会社にお問合せください。

*「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。

*「一般コース」は、収益分配時に分配金を受取るコースです。

なお、販売会社によっては、上記コースについて途中で変更することができない場合があります(ただし、全保有受益証券売却後に新たにご購入される場合を除きます)。

また、販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、受益証券の取得申込を行う「定時定額購入取引(積立)」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ)を取扱う場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

ファンドの申込方法

【申込手数料】

3.15%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が定めるものとします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金再投資の際は、無手数料となります。また、償還乗換優遇措置^{*}により当ファンドの受益証券をお求めいただく場合には申込手数料はかかりません。

^{*}「償還乗換優遇措置」とは取得申込日の属する月の前3ヵ月の初日以降に償還となった証券投資信託の償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益証券をお求めいただく場合をいいます。その場合、下記の取扱いを行います。なお償還乗換の際に償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

(i) 信託期間を延長した証券投資信託にあっては、償還金の中に当初の信託終了日以降における受益証券の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。

(ii) 追加型証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものを、信託期間を延長した証券投資信託とみなします。

(iii) 単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額を償還金とみなします。

(iv) 償還金の額を超えてお求めいただく場合の追加投資部分にかかる申込手数料率は総合計（全体）にかかる料率が適用されます。

申込手数料及び償還乗換優遇措置の取扱いについては、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

また、委託会社のインターネットホームページ(<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>)でも販売会社のお申込手数料等がご覧いただけます。

^{*}ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

換金(解約)の手続等

【途中解約の受付】

※途中解約とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- 1) 原則として、毎営業日解約のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- 2) 受益者が途中解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

【途中解約取扱期間と解約価額】

- 1) 途中解約の実行の請求の受付は、営業日の午後3時(年末年始のような証券取引所が半休日の場合は午前11時)までとさせていただきます。なお午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱とさせていただきます。
- 2) 途中解約の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中解約の実行の請求を受付けないものとします。
- 3) 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 4) 解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

【解約価額の照会方法】

解約価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、解約価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの解約価額について委託会社の照会先は下記の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号 : 0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付時間 : 月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時
(半日営業日は午前9時～午前11時半)

インターネットホームページ : <http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

【解約単位】

1口単位または1万口単位とします。

【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。

【途中解約の請求の受付を中止する特別な場合】

- 1) 委託会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、途中解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた途中解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- 2) 途中解約が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中解約請求を撤回しない場合には、当該証券の解約価額は、途中解約中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

【受益証券の買取】

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益証券を買取ります。

買取のお取扱いについては、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載ま

ファンドの申込方法

たは記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
申 込 時	申込手数料 ^{※1}	3.15% (税抜3.0%) を上限に各販売会社が定めるものとします。
途中解約時	所得税及び地方税	解約価額 ^{※2} の個別元本超過額 ^{※3} に対して課税されます。
買取請求時 ^{※4}	所得税相当額	原則として買取時に源泉徴収は行われず、確定申告によりお支払いいただくこととなります。
収益分配時	所得税及び地方税	普通分配金に対して課税されます。
償 還 時	所得税及び地方税	償還時の個別元本超過額に対して課税されます。

※1 償還乗換優遇措置により当ファンドの受益証券(平成19年1月4日以降は「自己に帰属する受益権」)をお求めいただく場合には申込手数料はかかりません。申込手数料率及び償還乗換優遇措置の取扱については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。また、委託会社のインターネットホームページ

(<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>)でも、各販売会社のお申込手数料等をご覧いただけます。

※2 途中解約時の解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

※3 お客さまの個別元本(受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税相当額は含まれません)をいいます)を上回る金額に対して課税されます。

※4 買取のお取扱いについては、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

(注) 税制が変更・改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。

当ファンドの会計上・税務上のお取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

ファンドで間接的にご負担いただく費用

【信託報酬等】

ファンドから支払われる費用は、下記の通りです。

時期	信託報酬		
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、年率 1.05%以内(税抜 1.00%以内)を乗じて得た金額 現状：年率 0.945%(税抜 0.90%)	
	信託報酬の配分	委託会社	年率 0.21%以内 (税抜0.20%以内) 現状：0.1575% (税抜0.15%)
		販売会社	年率 0.7875%以内 (税抜0.75%以内) 現状：0.735% (税抜0.70%)
		受託会社	年率 0.0525% (税抜0.05%)

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

組入投資信託証券とその信託報酬は下記の通りです。

「PCA 米国ハイイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)」：年率 0.735% (税抜年率 0.70%)

「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド」：税抜年率 0.70%* (投資顧問会社等への報酬：税抜年率 0.40%、保管銀行業務及び基準価額算定事務に関する報酬：税抜年率 0.30%以内)

ファンドにかかる費用・税金

*その他に管理事務（登録・名義書換、監査、法律事務、印刷等）に関する報酬（税抜年率 0.10%以内）がかかります。

*日本国外においてかかる費用（日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬等）に関しては、消費税が課されません。

委託会社は、受託会社の同意のうえ、上記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

【その他の手数料等】

- ① 資金の借入れにかかる借入金の利息
信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。
- ② 信託事務等の諸費用
 - 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
 - 2) 信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、信託契約締結日から 6 ヶ月毎の計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用並びに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

税金の取扱

課税については、次のような取扱となります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

① 個別元本について

- (i) 追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ii) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (iii) ただし、保護預りでない受益証券及び記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (iv) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(「特別分配金」については、後記「③収益分配金の課税について」を参照)。

② 途中解約時及び償還時の課税について

途中解約時及び償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、次の通りとなります。

- (i) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- (ii) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ファンドにかかる費用・税金

④ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(1) 個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	源泉税率	方法
途中解約時 償還時	平成20年3月31日まで	10% (所得税(7%)及び 地方税(3%))	途中解約時及び償還時の個別元本 超過額に対して源泉徴収(申告不 要*)されます。
	平成20年4月1日以降	20% (所得税(15%)及び 地方税(5%))	
収益分配時	平成20年3月31日まで	10% (所得税(7%)及び 地方税(3%))	収益分配金のうち、「普通分配金」 に対して源泉徴収(申告不要*)さ れます。「特別分配金」には課税さ れません。
	平成20年4月1日以降	20% (所得税(15%)及び 地方税(5%))	

* 確定申告により総合課税の選択もできます。

(2) 法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	源泉税率	方法
途中解約時 償還時	平成20年3月31日まで	7% (所得税(7%))	途中解約時及び償還時の個別元本 超過額に対して源泉徴収されま す。地方税の源泉徴収はありませ ん。
	平成20年4月1日以降	15% (所得税(15%))	
収益分配時	平成20年3月31日まで	7% (所得税(7%))	収益分配金のうち、「普通分配金」 に対して源泉徴収されます。地方 税の源泉徴収はありません。「特別 分配金」には課税されません。
	平成20年4月1日以降	15% (所得税(15%))	

⑤ 買取請求時の課税

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

(注) 税制が変更・改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。

当ファンドの会計上・税務上のお取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

管理及び運営の概要

【資産管理等の概要】

《資産の評価》

(i) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(ii) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞、オープン基準価格の「C Aアセット」の欄に掲載されます。

なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は下記の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号 : 0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付時間 : 月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～午前11時半)

インターネットホームページ : <http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

《保管》

販売会社は、受益証券を原則として保護預り契約に基づいて保管(保護預り)するものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

《信託期間》

信託期間は平成16年3月19日から無期限とします。ただし、後記「<<その他>>(i)信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

《計算期間》

(i) この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成16年5月12日までとします。

(ii) 各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

《受益者の権利等》

受益者は主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権、解約(換金)請求権、帳簿閲覧権及び反対者の買取請求権を有しています。

《その他》

(i) 信託の終了

a. 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがで

ファンドの運営方法・その他

きます(以下「繰上償還」といいます)。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- i. 信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- ii. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- iii. やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。
- b. 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「(ii)信託約款の変更」のc. の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において、存続します。
- d. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ii) 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- b. 前記a. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- c. 前記b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記の信託約款の変更をしません。
- d. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記a. からd. までの規定に従います。

(iii) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己の所有する受益証券(平成19年1月4日以降は「自己に帰属する受益権」)を信託財産をもって買取るべき旨を請求することが

できます。

(iv) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(v) 運用報告書の作成

委託会社は、3月と9月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換等

投資家が、委託会社の定める手続によって、ファンドの受益証券を取得した販売会社に請求したときは、無記名式受益証券と引換に記名式の受益証券に、または記名式受益証券と引換に無記名式に変更することができます。また、記名式受益証券を取得した受益者は、取得した販売会社に申出ることにより、名義書換を請求することができます。ただし、名義書換手続は、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。記名式受益証券から無記名式受益証券への変更及び無記名式受益証券から記名式受益証券への変更並びに名義書換にかかる手数料は徴収しません。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することはできません。

(5) 受益証券の再発行

- ① 無記名式受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続によって再交付を請求したときは、委託会社は、無記名式受益証券を再交付します。
- ② 記名式受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続によって再交付を請求したときには、委託会社は、記名式受益証券を再交付します。
- ③ 委託会社は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託会社の定める手続によって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、受益証券を喪失した場合の前記①及び②の規定を準用します。
- ④ 委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができるものとします。

ファンドの運営方法・その他

(注)

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

その他ファンドの情報

- (1) 内国投資信託受益証券の形態等 追加型証券投資信託受益証券です(以下「受益証券」といいます)。原則無記名式ですが、記名式への変更も可能です。格付は取得していません。ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(3) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託者であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
- (2) 発行価額の総額 5,000億円を上限とします(なお、前記金額には、申込手数料及び申込手数料にかかる消費税及び地方消費税(以下「消費税等相当額」といいます)は含まれていません)。
- (3) 振替機関に関する事項 該当事項はありません。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は次の通りです。
株式会社証券保管振替機構
- (4) 日本以外の地域における発行 該当事項はありません。
- (5) 有価証券届出書の写しの縦覧 該当事項はありません。
- (6) ファンドの愛称に関する事項 当ファンドは愛称として、「りそな ペア・ハイ インカム」もしくは「デュアル・ハイ・インカム」という名称を用いることがあり、販売会社によって異なる愛称を用いることがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は、後記の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

ファンドの運用状況

(1) 投資状況

信託財産の構成（平成18年10月31日現在）

資産の種類	国・地域	評価額（千円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	34,486,459	49.21
投資証券	ルクセンブルグ	34,611,574	49.40
預金、その他資産（負債控除後）		976,368	1.39
合計（純資産総額）		70,074,402	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

(注2) 金額の単位未満は切捨てです。

(注3) 平成18年10月31日における外貨建純資産（34,792,585千円）の純資産総額（70,074,402千円）に対する比率は49.7%です。

(注4) 外貨建資産は、計算日の各外貨建資産評価額を当日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。なお、平成10月31日における邦貨換算レートは1ユーロ＝149.60円です。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

平成18年10月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額金額 （円）	投資 比率 （%）
日本	投資信託受益証券	PCA 米国ハイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）	34,325,131,612	1.0122	34,746,988,586	1.0047	34,486,459,730	49.21
ルクセンブルグ	投資証券	CA Fundsヨーロッパ・ハイールド・ホント・ファンド毎月分配クラス	2,255,638	15,218.80	34,328,121,639	15,344.47	34,611,574,133	49.40

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

種類別組入比率

平成18年10月31日現在

	純資産総額に対する比率（%）
投資信託受益証券	49.21
投資証券	49.40

②投資不動産物件

該当事項ありません。

ファンドの運用状況

③その他投資資産の主要なもの 為替予約取引

平成18年10月31日現在

取引種別	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
売建	ユーロ	1,209,966.00	181,016,346	180,979,225	△0.25

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 運用実績

①純資産の推移

平成18年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (円) 分配落	純資産総額 (円) 分配付	1万口当たりの 純資産額 (円) 分配落	1万口当たりの 純資産額 (円) 分配付
第1特定期間末 (平成16年9月13日)	7,861,650,970	8,001,723,907	10,075	10,340
第2特定期間末 (平成17年3月14日)	18,100,287,039	18,567,770,789	10,355	10,688
第3特定期間末 (平成17年9月12日)	50,521,118,900	51,726,384,682	10,081	10,429
第4特定期間末 (平成18年3月13日)	70,035,031,797	72,220,625,287	10,526	10,874
第5特定期間末 (平成18年9月12日)	71,201,062,778	73,526,328,677	10,583	10,931
平成17年10月末日	61,411,288,957	—	10,325	—
平成17年11月末日	64,706,817,106	—	10,551	—
平成17年12月末日	66,447,488,907	—	10,469	—
平成18年1月末日	69,617,250,546	—	10,616	—
平成18年2月末日	68,502,384,069	—	10,360	—
平成18年3月末日	69,939,460,909	—	10,540	—
平成18年4月末日	67,977,344,406	—	10,387	—
平成18年5月末日	67,712,055,224	—	10,240	—
平成18年6月末日	68,364,647,657	—	10,238	—
平成18年7月末日	69,750,424,041	—	10,299	—
平成18年8月末日	71,977,895,792	—	10,619	—
平成18年9月末日	71,241,084,879	—	10,671	—
平成18年10月末日	70,074,402,507	—	10,719	—

(注) 純資産額分配付は、特定期間末の純資産額に、特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

②分配の推移

期 間	1口当たりの分配金
第1特定期間	(0.0265 円)
第1計算期間 (自 平成16年3月19日) (至 平成16年5月12日)	0.0053 円
第2計算期間 (自 平成16年5月13日) (至 平成16年6月14日)	0.0053 円
第3計算期間 (自 平成16年6月15日) (至 平成16年7月12日)	0.0053 円
第4計算期間 (自 平成16年7月13日) (至 平成16年8月12日)	0.0053 円
第5計算期間 (自 平成16年8月13日) (至 平成16年9月13日)	0.0053 円
第2特定期間	(0.0333 円)
第6計算期間 (自 平成16年 9月14日) (至 平成16年10月12日)	0.0053 円
第7計算期間 (自 平成16年10月13日) (至 平成16年11月12日)	0.0053 円
第8計算期間 (自 平成16年11月13日) (至 平成16年12月13日)	0.0053 円
第9計算期間 (自 平成16年12月14日) (至 平成17年 1月12日)	0.0058 円
第10計算期間 (自 平成17年1月13日) (至 平成17年2月14日)	0.0058 円
第11計算期間 (自 平成17年2月15日) (至 平成17年3月14日)	0.0058 円
第3特定期間	(0.0348 円)
第12計算期間 (自 平成17年3月15日) (至 平成17年4月12日)	0.0058 円
第13計算期間 (自 平成17年4月13日) (至 平成17年5月12日)	0.0058 円
第14計算期間 (自 平成17年5月13日) (至 平成17年6月13日)	0.0058 円
第15計算期間 (自 平成17年6月14日) (至 平成17年7月12日)	0.0058 円
第16計算期間 (自 平成17年7月13日) (至 平成17年8月12日)	0.0058 円
第17計算期間 (自 平成17年8月13日) (至 平成17年9月12日)	0.0058 円

ファンドの運用状況

第4特定期間	(0.0348 円)
第18計算期間 (自 平成17年 9月13日) (至 平成17年10月12日)	0.0058 円
第19計算期間 (自 平成17年10月13日) (至 平成17年11月14日)	0.0058 円
第20計算期間 (自 平成17年11月15日) (至 平成17年12月12日)	0.0058 円
第21計算期間 (自 平成17年12月13日) (至 平成18年 1月12日)	0.0058 円
第22計算期間 (自 平成18年1月13日) (至 平成18年2月13日)	0.0058 円
第23計算期間 (自 平成18年2月14日) (至 平成18年3月13日)	0.0058 円
第5特定期間	(0.0348 円)
第24計算期間 (自 平成18年3月14日) (至 平成18年4月12日)	0.0058 円
第25計算期間 (自 平成18年4月13日) (至 平成18年5月12日)	0.0058 円
第26計算期間 (自 平成18年5月13日) (至 平成18年6月12日)	0.0058 円
第27計算期間 (自 平成18年6月13日) (至 平成18年7月12日)	0.0058 円
第28計算期間 (自 平成18年7月13日) (至 平成18年8月14日)	0.0058 円
第29計算期間 (自 平成18年8月15日) (至 平成18年9月12日)	0.0058 円
第6特定期間中	(0.0058 円)
第30計算期間 (自 平成18年 9月13日) (至 平成18年10月12日)	0.0058 円

(注) 第6特定期間は第30計算期間から第35計算期間(平成18年9月13日から平成19年3月12日)までです。

③収益率の推移

	期 間	収益率 (%)
第 1 特定期間	自 平成16年3月19日 至 平成16年9月13日	3.4
第 2 特定期間	自 平成16年9月14日 至 平成17年3月14日	6.1
第 3 特定期間	自 平成17年3月15日 至 平成17年9月12日	0.7
第 4 特定期間	自 平成17年9月13日 至 平成18年3月13日	7.9
第 5 特定期間	自 平成18年3月14日 至 平成18年9月12日	3.8
第 6 特定期間中	自 平成18年 9月13日 至 平成18年10月12日	2.0

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

(当該特定期間末分配付基準価額－当該特定期間の直前の特定期間末分配落基準価額) ÷ (当該特定期間の直前の特定期間末分配落基準価額) ×100

ただし、第 1 特定期間については「当該特定期間の直前の特定期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額 (10,000 円) を用いております。

ファンドの運用状況

ファンドの財務ハイライト情報

- 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの「財務諸表」について、前特定期間（平成17年9月13日から平成18年3月13日まで）の財務諸表については、中央青山監査法人（現みすず監査法人）により監査を受けており、当特定期間（平成18年3月14日から平成18年9月12日まで）の財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。
また、当該監査法人による監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

ファンドの運用状況

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前期 (平成18年3月13日現在)	当期 (平成18年9月12日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,779,390,823	1,887,337,465
証券投資信託受益証券		34,436,433,605	35,137,113,441
投資証券		34,543,396,359	35,048,686,254
派生商品評価勘定		1,353,747	453,782
未収利息		48	6,183
流動資産合計		70,760,574,582	72,073,597,125
資産合計		70,760,574,582	72,073,597,125
負債の部			
流動負債			
未払金		195,387,914	242,042,180
未払収益分配金		385,902,187	390,230,960
未払解約金		93,294,925	185,825,570
未払受託者報酬		2,789,321	2,982,305
未払委託者報酬		47,418,460	50,699,189
その他未払費用		749,978	754,143
流動負債合計		725,542,785	872,534,347
負債合計		725,542,785	872,534,347
純資産の部			
元本等			
元本	※1,2	66,534,859,869	67,281,200,042
剰余金			
期末剰余金		3,500,171,928	3,919,862,736
(分配準備積立金)		(2,907,377,316)	(2,615,362,033)
剰余金合計		3,500,171,928	3,919,862,736
元本等合計		—	71,201,062,778
純資産合計		70,035,031,797	71,201,062,778
負債・純資産合計		70,760,574,582	72,073,597,125

ファンドの運用状況

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	前期 (自 平成17年9月13日 至 平成18年3月13日)	当期 (自 平成18年3月14日 至 平成18年9月12日)
		金額 (円)	金額 (円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		2,334,352,014	2,554,923,631
受取利息		7,521	243,354
有価証券売買等損益		1,390,755,436	△1,246,635,989
為替差損益		1,357,768,125	1,803,831,080
営業収益合計		5,082,883,096	3,112,362,076
営業費用			
受託者報酬		16,720,797	18,236,710
委託者報酬		284,253,464	310,024,038
その他費用		749,978	754,143
営業費用合計		301,724,239	329,014,891
営業利益		4,781,158,857	—
営業利益金額		—	2,783,347,185
経常利益		4,781,158,857	—
経常利益金額		—	2,783,347,185
当期純利益		4,781,158,857	—
当期純利益金額		—	2,783,347,185
一部解約に伴う当期純利益分配額		86,273,133	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	38,945,053
期首剰余金		405,501,688	3,500,171,928
剰余金増加額		857,963,999	340,100,995
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(857,963,999)	(340,100,995)
剰余金減少額		272,585,993	339,546,420
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(272,585,993)	(339,546,420)
分配金	※1	2,185,593,490	2,325,265,899
期末剰余金		3,500,171,928	3,919,862,736

(3) 注記表

前期については「重要な会計方針」および「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成17年9月13日 至 平成18年3月13日)	当期 (自 平成18年3月14日 至 平成18年9月12日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 証券投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該証券投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資証券の基準価額で評価しております。</p>	<p>(1) 証券投資信託受益証券 同左</p> <p>(2) 投資証券 同左</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、証券投資信託受益証券および投資証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。</p>	<p>受取配当金 同左</p>

ファンドの運用状況

<p>4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>特定期間末日の取扱い</p> <p>平成18年3月12日が休日のため、信託約款第34条により、当特定期間末日を平成18年3月13日としており、このため、当特定期間は182日間となっております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>特定期間末日の取扱い</p> <p>平成18年3月12日が休日のため、信託約款第34条により、前特定期間末日を平成18年3月13日としており、このため、当特定期間は183日間となっております。</p>
----------------------------------	---	---

追加型証券投資信託

CA 米国・ユーロ高利回り債ファンド

信 託 約 款

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
CA 米国・ユーロ高利回り債ファンド

運用の基本方針

約款 22 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの方式で運用することを基本とします。主として、米国のハイイールド債市場へ投資する日本籍の「PCA 米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）」と、欧州のハイイールド債市場へ投資するルクセンブルグ籍の「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として、米国のハイイールド債市場へ投資する日本籍の「PCA米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）」と、欧州のハイイールド債市場へ投資するルクセンブルグ籍の「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスを主な投資対象とします。なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。原則として、為替ヘッジは行いません。

(2) 投資態度

- ① 主として、米国のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券「PCA 米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）」及び欧州のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスに投資します。
- ② 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③ 投資信託証券への投資にあたっては、委託会社が指定する投資信託証券を通して、分散投資を行うことを基本とします。当ファンドの投資対象である投資信託証券において、銘柄分散及び企業調査や分析によって個別銘柄の信用リスクを低減するように努めています。投資比率の変更は、委託会社の判断により適宜行われます。
- ④ 組入投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた投資信託証券は、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券以外への投資は、約款第 21 条の範囲内で行います。
- ② 株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます)への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます)の投資割合には制限を設けません。
- ④ 原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ 1 ファンドへの投資割合は純資産総額の 50%を超えないものとします。ただし、約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される(販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます)ファンドである

信託約款

ことが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得が出来るものとします。

3. 収益分配方針

ファンドは、毎決算時(毎月12日。休日の場合は翌営業日とします)に、原則として次の方針により分配を行います。ただし、第1回目の収益分配は、平成16年5月とします。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みませず)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保額の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
CA 米国・ユーロ高利回り債ファンド

約 款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額及び限度額)

第3条 委託者は、金 200 億円を限度として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項及び第 47 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第7条 委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については、200 億口を限度として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益

信託約款

権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第 24 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位、価額及び手数料等)

第12条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ)及び登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ)は、第 10 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に 1 万以上 1 万口単位をもって当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます)を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込に応ずることとします。

この約款において別に定める契約とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、取得申込日がファンドの休業日(日本の証券取引所の休業日、日本、パリ、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日であることを指します。以下同じ)にあたる場合は、受益証券の取得の申込を受付けないものとします。
- ③ 1. 第 1 項の受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税(以下「消費税等」といいます)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日

であるときは、受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

2. 前号の手数料の額は、3.15%（税抜3.0%）を上限として委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。
3. 前号の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社及び登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込みをする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総額のうち償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する部分（以下「償還金取得数」といいます）については1号に定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込みの総数のうち償還金取得数を超える部分については、1号に定める当該取得申込総数に適用される率を基準価額に乗じて得た額とします。なお、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を延期することができます。

（受益証券の種類）

- 第13条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、1億口券、の8種類とします。
- ② 委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。
 - ③ 委託者の指定する証券会社または登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約及び保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、第1項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

（受益証券の記名式、無記名式への変更並びに名義書換手続）

- 第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換に記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換に無記名式の受益証券を交付します。

信託約款

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第 34 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第19条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるもの(CP)を除きます)
 - ニ. 金銭を信託する信託の受益権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

(運用の指図範囲)

第21条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券(本邦通貨表示のものに限ります)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

また、「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. 「PCA 米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）」（日本籍）
 2. 「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド」（ルクセンブルグ籍）の毎月分配クラス
- ② 委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（運用の基本方針）

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図及び範囲）

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（保管業務の委任）

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託証券等の保管）

第26条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

- ② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第27条 金融機関または証券会社から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の表示及び記載の省略）

第28条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示及び記載をしません。

信託約款

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約請求及び有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成16年5月12日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第

4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税その他信託事務の処理に要する諸費用並びに受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます)は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、信託契約締結日から6ヵ月毎の計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の額及び支弁の方法)

第37条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の105(税抜100)の率以内を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中より支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、受託者の同意のうえ、上記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

(収益の分配方式)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次のように処理します。ただし、第1回目の収益分配は、平成16年5月とします。

1. 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その金額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換に受益者に支払います。

信託約款

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の販売を行います。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換に受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第1項の場合は収益分配金交付票に、第3項及び第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
- ⑨ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金及び償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(収益分配金及び償還金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金及び一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(一部解約)

第42条 受益者(委託者の指定する証券会社及び登録金融機関を含みます)は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位(別に定める契約にかかる受益証券並びに委託者の指定する証券会社及び登録金融機関の所有にかかる受益証券については1口の整数

倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断で第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第2項に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、

信託約款

信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 48 条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消し等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 48 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 48 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第 43 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 43 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

② 平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとし、なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとし、

⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定に従います。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。

信託約款

- ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。
- ⑦ 委託者が第 5 項の信託約款変更を行った場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑧ 委託者が第 5 項の信託約款変更を行った場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換に受益者に支払います。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 16 年 3 月 19 日

委 託 者	東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 代表取締役 青野 晴延
受 託 者	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号 りそな信託銀行株式会社 取締役社長 新井 信彦

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日以降適用）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する当ファンドの受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用で重大な約款変更を行います。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

下線部 _____ は変更部分を示します。

重大な約款変更後の約款の内容	有価証券報告書提出日（平成 18 年 12 月 12 日）現在の信託約款の内容
<p>(<u>受益権</u>の取得申込みの勧誘の種類)</p> <p>第5条 この信託にかかる<u>受益権</u>の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。</p> <p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益権</u>取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の分割及び再分割)</p> <p>第7条 <略></p> <p>② 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</p> <p>第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ）の規定の適用を受けることとし、<u>受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。</u></p> <p>② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、<u>振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</u></p>	<p>(<u>受益証券</u>の取得申込みの勧誘の種類)</p> <p>第5条 この信託にかかる<u>受益証券</u>の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。</p> <p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益証券</u>取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の分割及び再分割)</p> <p>第7条 <同左></p> <p>② 委託者は、<u>受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>(<u>受益証券</u>の発行)</p> <p>第10条 委託者は、第7条の規定により分割された<u>受益権</u>を表示する収益分配金交付票付の無記名式の<u>受益証券</u>を発行します。</p> <p><新設></p>

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨を通知を行います。

- ② <削除>

(受益権の申込単位、価額及び手数料等)

第12条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ)及び登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に1万口以上1万口単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることとします。

この約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第4項第1号の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます)の支払を引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

<新設>

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位、価額及び手数料等)

第12条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ)及び登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ)は、第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に1万口以上1万口単位をもって当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることとします。

この約款において別に定める契約とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

<新設>

③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がファンドの休業日(日本の証券取引所の休業日、日本、パリ、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日であることを指します。以下同じ)にあたる場合は、受益権の取得の申込を受付けないものとします。

④ 1. 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税(以下「消費税等」といいます)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益権の価額は、1口につき1円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

2. 前号の手数料の額は、3.15%(税抜3.0%)を上限として委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。

3. 前号の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託)にあつては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ)にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ)または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社及び登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総額のうち償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあつては、償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する部分(以下「償還金取得数」といいます)については1号に定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込みの総数のうち償還金取得数を超える部分については、1号に定める当該取得申込総数に適用される率を基準価額に乗じて得た額とします。なお、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

② 前項の規定にかかわらず、取得申込日がファンドの休業日(日本の証券取引所の休業日、日本、パリ、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日であることを指します。以下同じ)にあたる場合は、受益証券の取得の申込を受付けないものとします。

③ 1. 第1項の受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税(以下「消費税等」といいます)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

2. 前号の手数料の額は、3.15%(税抜3.0%)を上限として委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。

3. 前号の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託)にあつては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ)にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ)または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社及び登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込みをする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総額のうち償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあつては、償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する部分(以下「償還金取得数」といいます)については1号に定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込みの総数のうち償還金取得数を超える部分については、1号に定める当該取得申込総数に適用される率を基準価額に乗じて得た額とします。なお、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を延期することができます。

(受益証券の種類)

第13条 <削除>

② <削除>

③ <削除>

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 <削除>

⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を延期することができます。

(受益証券の種類)

第13条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、1億口券、の8種類とします。

② 委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。

③ 委託者の指定する証券会社または登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約及び保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、第1項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更並びに名義書換手続)

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換に記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換に無記名式の受益証券を交付します。

② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

③ 前項の規定による名義書換の手続は、第34条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 ＜削除＞

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 ＜削除＞

(受益証券の再交付の費用)

第19条 ＜削除＞

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い以前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の販売を行います。当該販売により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第19条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換に受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の販売を行います。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換に受益者に支払います。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

- ⑤ <略>
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ <削除>
- ⑨ <削除>

(収益分配金及び償還金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払込と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、第39条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(一部解約)

第42条 受益者(委託者の指定する証券会社及び登録金融機関を含みます)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位(別に定める契約にかかる受益権並びに委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に帰属する受益権については1口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受付けないものとします

③ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受託者がするときは、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に対し、振替受益権

- ⑤ <同左>
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出るものとし、第1項の場合は収益分配金交付票に、第3項及び第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
- ⑨ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金及び償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(収益分配金及び償還金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金及び一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(一部解約)

第42条 受益者(委託者の指定する証券会社及び登録金融機関を含みます)は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位(別に定める契約にかかる受益証券並びに委託者の指定する証券会社及び登録金融機関の所有にかかる受益証券については1口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤及び⑥ <略>

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第2項に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第43条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(信託契約の解約)

第44条 <略>

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 <略>

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいま

(委託者の認可取消し等に伴う取扱)

第46条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第47条 <略>

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

<新設>

⑤及び⑥ <同左>

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第2項に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします

<新設>

(信託契約の解約)

第43条 <同左>

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 <同左>

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいま

(委託者の認可取消し等に伴う取扱)

第45条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第46条 <同左>

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第49条の規定に従い、新受託者を選任します。

② <略>

(信託約款の変更)

第49条 <略>

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第51条 <略>

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 <略>

(付 則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条 (受益証券の発行)、第11条 (受益証券の発行についての受託者の認証)、第13条 (受益証券の種類) から第19条 (受益証券の再交付の費用)の規定及び受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定に従い、新受託者を選任します。

② <同左>

(信託約款の変更)

第48条 <同左>

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第50条 <同左>

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 <同左>

(付 則)

第1条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ)の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

② <削除>	② <u>平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。</u>
③ <削除>	③ <u>委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。</u>
④ <削除>	④ <u>受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。</u>
⑤ <削除>	⑤ <u>委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定に従います。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。</u>
⑥ <削除>	⑥ <u>委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。</u>
⑦ <削除>	⑦ <u>委託者が第5項の信託約款変更を行った場合、平成19年1月4日以降の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。</u>

⑧ <削除>

⑧ 委託者が第5項の信託約款変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換に受益者に支払います。

CA 米国・ユーロ高利回り債ファンド
追加型証券投資信託/ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書(請求目論見書)
2006年12月

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

本書は証券取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う「CA 米国・ユーロ高利回り債ファンド」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)の第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 6 月 9 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 6 月 10 日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、証券取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「CA 米国・ユーロ高利回り債ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。
4. 当ファンドは元本及び分配金が保証されているものではありません。

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象となりません。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・証券会社以外の金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主に内外の投資信託証券を通じて外貨建ての債券を投資対象としていますので、金利変動による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）の目次

第1	ファンドの沿革	1
第2	手続等	1
1	申込（販売）手続等	1
2	換金（解約）手続等	3
第3	管理及び運営	5
1	資産管理等の概要	5
2	受益者の権利等	7
第4	ファンドの経理状況	8
1	財務諸表	11
2	ファンドの現況	29
第5	設定及び解約の実績	29

第1 ファンドの沿革

平成16年3月19日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

① 申込（販売）の手続等

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。なお、販売会社については委託会社にお問合せください。委託会社の照会先は下記の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号 : 0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付時間 : 月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時
(半日営業日は午前9時～午前11時半)

インターネットホームページ : <http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

② 販売取扱期間と販売価額

原則としていつでもお申込みできます。

ただしファンドの休業日^{*1}にあたる場合にはお申込みできません。

	申込取扱期間	販売価額
募集期間	平成18年6月10日(土)から 平成19年6月11日(月)まで ^{*2}	申込日の翌営業日の基準価額

投資環境及び基準価額の水準、または既存の受益者に不利益が生じると委託会社が判断する場合には前記期間であっても買付のお申込みをお受けしないことがあります。

^{*1}日本の証券取引所の休業日、日本、パリ、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合は、ファンドの休業日となります。

^{*2}募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

③ 申込単位

1万円以上1円単位または1万口以上1万口単位とします。

お申込には、「自動けいぞく投資コース」と、「一般コース」の2つがあります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

*「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。

*「一般コース」は、収益分配時に分配金を受取るコースです。

なお、販売会社によっては、上記コースについて途中で変更することができない場合があります(ただし、全保有受益証券売却後に新たにご購入される場合を除きます)。

また、販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、受益証券の取得申込を行う「定時定額購入取引(積立)」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ)を取扱う場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

④ 申込手数料

3.15%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が定めるものとします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金再投資の際は、無手数料となります。また、償還乗換優遇措置^{*}により当ファンドの受益証券をお求めいただく場合には申込手数料はかかりません。

^{*}「償還乗換優遇措置」とは取得申込日の属する月の前3ヵ月の初日以降に償還となった証券投資信託の償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益証券をお求めいただく場合をいいます。その場合、下記の取扱いを行います。なお償還乗換の際に償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

(i) 信託期間を延長した証券投資信託にあつては、償還金の中に当初の信託終了日以降における受益証券の買

請求目論見書

取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。

- (ii) 追加型証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものを、信託期間を延長した証券投資信託とみなします。
- (iii) 単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額を償還金とみなします。
- (iv) 償還金の額を超えてお求めいただく場合の追加投資部分にかかる申込手数料率は総合計（全体）にかかる料率が適用されます。

申込手数料及び償還乗換優遇措置の取扱いについては、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

また、委託会社のインターネットホームページ(<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>)でも各販売会社のお申込手数料等をご覧いただけます。

⑤ 払込期日

募集期間における受益証券の取得申込者は、お申込みを受付けた販売会社が定める日までに、当ファンドの申込代金を申込の販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社から委託会社を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

⑥ その他

(i) 受益証券の取得申込者は、販売会社との間で、受益証券の取引に関する契約を締結します。このため販売会社は有価証券取引にかかる「投資信託取引の約款・規定集」その他の約款(以下「総合約款」といいます)を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

(ii) 受益証券の取得申込に際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。受益証券の取得申込は、日本の証券取引所の休業日、日本、パリ、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日の場合を除き、申込期間における毎営業日受け付けます。

(iii) 収益分配金の受取方法により、収益分配金が税引後、無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」と、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によってはどちらか一方のみの取扱となる場合があります。

なお、販売会社によっては、上記コースについて途中で変更することができない場合があります(ただし、全保有受益証券売却後に新たにご購入される場合を除きます)。

(iv) 販売会社で「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」*に従って契約(「自動けいぞく投資契約」といいます)を締結します。

*販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(v) 取得する受益証券の保護預りを希望される場合は、販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることができますが、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合にはすべて保護預りとなります。

(vi) 販売会社によっては、「自動けいぞく投資コース」においても分配金を定期的を受取るための定期引出契約(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ)を締結することができる場合があります。また、販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、受益証券の取得申込を行う「定時定額購入取引(積立)」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ)を取扱う場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

*ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

① 途中解約の受付

※途中解約とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (i) 原則として、毎営業日解約のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (ii) 受益者が途中解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

② 途中解約取扱期間と解約価額

- (i) 途中解約の実行の請求の受付は、営業日の午後3時(年末年始のような証券取引所が半休日の場合は午前11時)までとさせていただきます。なお午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱とさせていただきます。
- (ii) 途中解約の実行の請求日が、ファンドの休業日※にあたる場合においては、委託会社は途中解約の実行の請求を受けないものとします。
※日本の証券取引所の休業日、日本、パリ、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合はファンドの休業日となります。
- (iii) 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (iv) 解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

③ 解約価額の照会方法

解約価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、解約価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。ファンドの解約価額について委託会社の照会先は下記の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン
 電話番号 : 0120-202-900 (フリーダイヤル)
 受付時間 : 月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時
 (半日営業日は午前9時～午前11時半)
 インターネットホームページ : <http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

④ 解約単位

1口単位または1万口単位とします。

⑤ 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はかかりません。

⑥ 途中解約の請求の受付を中止する特別な場合

- (i) 委託会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、途中解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- (ii) 途中解約が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中解約請求を撤回しない場合には、当該証券の解約価額は、途中解約中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

⑦ 受益証券の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益証券を買取ります。

受益証券の買取の取扱については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、

請求目論見書

平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

① 資産の評価

(i) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(ii) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞、オープン基準価格の「CAアセット」の欄に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は下記の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号 : 0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付時間 : 月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～午前11時半)

インターネットホームページ : <http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

② 保管

販売会社は、受益証券を原則として保護預り契約に基づいて保管(保護預り)するものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

③ 信託期間

信託期間は平成16年3月19日から無期限とします。ただし、後記「⑤その他 (i)信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

④ 計算期間

(i) この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成16年5月12日までとします。

(ii) なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

⑤ その他

(i) 信託の終了

a. 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます(以下「繰上償還」といいます)。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

i. 信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合

ii. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

iii. やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべて

請求目論見書

の受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。
- b. 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「(ii) 信託約款の変更」のc. の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときに該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において、存続します。
- d. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ii) 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- b. 前記a. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- c. 前記b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記の信託約款の変更をしません。
- d. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記a. からd. までの規定に従います。

(iii) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己の所有する受益証券(平成19年1月4日以降は「自己に帰属する受益権」)を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

(iv) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(v) 運用報告書の作成

委託会社は、3月と9月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

(vi) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のない

ときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。投資顧問会社との「投資顧問契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、前記(i)の信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することが出来ます。

(vii) ファンドが使用する愛称について

当ファンドは愛称として、「りそな ペア・ハイ インカム」もしくは「デュアル・ハイ・インカム」という名称を用いることがあり、販売会社によって異なる愛称を用いることがあります。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

(i) 収益分配金は、原則として決算日(休日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目(予定)から受益者にお支払いします。

(ii) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益金分配交付票と引換に受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

(i) 償還金は、原則として償還日(休日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目(予定)から受益者にお支払いします。

(ii) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

③ 解約(換金)請求権

(i) 受益者は、1口単位または1万口単位で途中解約の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

(ii) 解約代金は、解約請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

*ただし、買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

④ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

⑤ 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券(平成19年1月4日以降は「自己に帰属する受益権」)を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

請求目論見書

第4 ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、前特定期間（平成 17 年 9 月 13 日から平成 18 年 3 月 13 日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。当特定期間（平成 18 年 3 月 14 日から平成 18 年 9 月 12 日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、前特定期間（平成 17 年 9 月 13 日から平成 18 年 3 月 13 日まで）の財務諸表については、中央青山監査法人（現みずぎ監査法人）により監査を受けており、当特定期間（平成 18 年 3 月 14 日から平成 18 年 9 月 12 日まで）の財務諸表については、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月6日

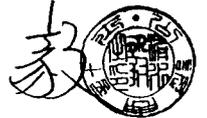
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人



指定社員 公認会計士
業務執行社員

清水 毅



指定社員 公認会計士
業務執行社員

松本 克典



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCA米国・ユーロ高利回り債ファンドの平成17年9月13日から平成18年3月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CA米国・ユーロ高利回り債ファンドの平成18年3月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成18年11月14日

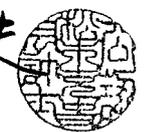
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

大畑 茂 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

松本 茂夫 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCA米国・ユーロ高利回り債ファンドの平成18年3月14日から平成18年9月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CA米国・ユーロ高利回り債ファンドの平成18年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

C A米国・ユーロ高利回り債ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前期 (平成18年3月13日現在)	当期 (平成18年9月12日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,779,390,823	1,887,337,465
証券投資信託受益証券		34,436,433,605	35,137,113,441
投資証券		34,543,396,359	35,048,686,254
派生商品評価勘定		1,353,747	453,782
未収利息		48	6,183
流動資産合計		70,760,574,582	72,073,597,125
資産合計		70,760,574,582	72,073,597,125
負債の部			
流動負債			
未払金		195,387,914	242,042,180
未払収益分配金		385,902,187	390,230,960
未払解約金		93,294,925	185,825,570
未払受託者報酬		2,789,321	2,982,305
未払委託者報酬		47,418,460	50,699,189
その他未払費用		749,978	754,143
流動負債合計		725,542,785	872,534,347
負債合計		725,542,785	872,534,347
純資産の部			
元本等			
元本	※1,2	66,534,859,869	67,281,200,042
剰余金			
期末剰余金		3,500,171,928	3,919,862,736
(分配準備積立金)		(2,907,377,316)	(2,615,362,033)
剰余金合計		3,500,171,928	3,919,862,736
元本等合計		—	71,201,062,778
純資産合計		70,035,031,797	71,201,062,778
負債・純資産合計		70,760,574,582	72,073,597,125

請求目論見書

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	前期 (自 平成17年9月13日 至 平成18年3月13日)	当期 (自 平成18年3月14日 至 平成18年9月12日)
		金額 (円)	金額 (円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		2,334,352,014	2,554,923,631
受取利息		7,521	243,354
有価証券売買等損益		1,390,755,436	△1,246,635,989
為替差損益		1,357,768,125	1,803,831,080
営業収益合計		5,082,883,096	3,112,362,076
営業費用			
受託者報酬		16,720,797	18,236,710
委託者報酬		284,253,464	310,024,038
その他費用		749,978	754,143
営業費用合計		301,724,239	329,014,891
営業利益		4,781,158,857	—
営業利益金額		—	2,783,347,185
経常利益		4,781,158,857	—
経常利益金額		—	2,783,347,185
当期純利益		4,781,158,857	—
当期純利益金額		—	2,783,347,185
一部解約に伴う当期純利益分配額		86,273,133	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	38,945,053
期首剰余金		405,501,688	3,500,171,928
剰余金増加額		857,963,999	340,100,995
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(857,963,999)	(340,100,995)
剰余金減少額		272,585,993	339,546,420
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(272,585,993)	(339,546,420)
分配金	※1	2,185,593,490	2,325,265,899
期末剰余金		3,500,171,928	3,919,862,736

(3) 注記表

前期については「重要な会計方針」および「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成17年9月13日 至 平成18年3月13日)	当期 (自 平成18年3月14日 至 平成18年9月12日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 証券投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該証券投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資証券の基準価額で評価しております。</p>	<p>(1) 証券投資信託受益証券 同左</p> <p>(2) 投資証券 同左</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、証券投資信託受益証券および投資証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。</p>	<p>受取配当金 同左</p>

請求目論見書

<p>4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>特定期間末日の取扱い</p> <p>平成18年3月12日が休日のため、信託約款第34条により、当特定期間末日を平成18年3月13日としており、このため、当特定期間は182日間となっております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>特定期間末日の取扱い</p> <p>平成18年3月12日が休日のため、信託約款第34条により、前特定期間末日を平成18年3月13日としており、このため、当特定期間は183日間となっております。</p>
----------------------------------	---	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成18年3月13日現在)	当期 (平成18年9月12日現在)
※1 期首元本額	50,115,617,212 円	66,534,859,869 円
期中追加設定元本額	24,256,851,344 円	9,232,874,215 円
期中解約元本額	7,837,608,687 円	8,486,534,042 円
※2 特定期間末日における受益権の総数	—	67,281,200,042 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成17年9月13日 至 平成18年3月13日)	当期 (自 平成18年3月14日 至 平成18年9月12日)
<p>※1 分配金の計算過程</p> <p>(平成17年9月13日から平成17年10月12日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (333,450,969円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (428,467,711円)、信託約款に規定される収益調整金 (2,288,738,899円) 及び分配準備積立金 (288,843,729円) より分配対象収益は 3,339,501,308円 (1万口当たり580.03円) であり、うち333,927,279円 (1万口当たり58円) を分配金額としております。</p> <p>(平成17年10月13日から平成17年11月14日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (355,292,345円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (846,377,292円)、信託約款に規定される収益調整金 (2,480,268,810円) 及び分配準備積立金 (704,368,912円) より分配対象収益は 4,386,307,359円 (1万口当たり720.37円) であり、うち353,155,297円 (1万口当たり58円) を分配金額としております。</p>	<p>※1 分配金の計算過程</p> <p>(平成18年3月14日から平成18年4月12日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (365,047,214円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (3,275,766,617円) 及び分配準備積立金 (2,824,127,449円) より分配対象収益は 6,464,941,280円 (1万口当たり975.93円) であり、うち384,209,292円 (1万口当たり58円) を分配金額としております。</p> <p>(平成18年4月13日から平成18年5月12日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (357,417,390円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (3,299,420,443円) 及び分配準備積立金 (2,737,905,093円) より分配対象収益は 6,394,742,926円 (1万口当たり972.70円) であり、うち381,304,223円 (1万口当たり58円) を分配金額としております。</p>

請求目論見書

<p>(平成17年11月15日から平成17年12月12日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(375,417,122円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,574,260,549円)、信託約款に規定される収益調整金(2,598,308,776円)及び分配準備積立金(1,492,478,843円)より分配対象収益は6,040,465,290円(1万口当たり979.12円)であり、うち357,815,070円(1万口当たり58円)を分配金額としております。</p> <p>(平成17年12月13日から平成18年1月12日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(345,059,099円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,883,689,208円)及び分配準備積立金(3,032,851,703円)より分配対象収益は6,261,600,010円(1万口当たり975.23円)であり、うち372,396,714円(1万口当たり58円)を分配金額としております。</p> <p>(平成18年1月13日から平成18年2月13日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(391,434,354円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,120,750,697円)及び分配準備積立金(2,928,835,590円)より分配対象収益は6,441,020,641円(1万口当たり976.94円)であり、うち382,396,943円(1万口当たり58円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成18年5月13日から平成18年6月12日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(402,898,427円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,363,048,233円)及び分配準備積立金(2,676,093,876円)より分配対象収益は6,442,040,536円(1万口当たり975.85円)であり、うち382,883,047円(1万口当たり58円)を分配金額としております。</p> <p>(平成18年6月13日から平成18年7月12日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(374,261,159円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,500,547,126円)及び分配準備積立金(2,662,168,606円)より分配対象収益は6,536,976,891円(1万口当たり973.85円)であり、うち389,322,319円(1万口当たり58円)を分配金額としております。</p> <p>(平成18年7月13日から平成18年8月14日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(422,292,687円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,653,438,097円)及び分配準備積立金(2,622,369,643円)より分配対象収益は6,698,100,427円(1万口当たり977.78円)であり、うち397,316,058円(1万口当たり58円)を分配金額としております。</p>
--	---

<p>(平成18年2月14日から平成18年3月13日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(395,618,498円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,218,518,065円)及び分配準備積立金(2,897,661,005円)より分配対象収益は6,511,797,568円(1万口当たり978.70円)であり、うち385,902,187円(1万口当たり58円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成18年8月15日から平成18年9月12日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(417,571,581円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(38,821,497円)、信託約款に規定される収益調整金(3,641,764,935円)及び分配準備積立金(2,549,199,915円)より分配対象収益は6,647,357,928円(1万口当たり987.99円)であり、うち390,230,960円(1万口当たり58円)を分配金額としております。</p>
---	--

(有価証券に関する注記)

前期(平成18年3月13日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当期の損益に含まれた評価差額(円)
証券投資信託受益証券	34,436,433,605	109,466,363
投資証券	34,543,396,359	0
合計	68,979,829,964	109,466,363

当期(平成18年9月12日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当期の損益に含まれた評価差額(円)
証券投資信託受益証券	35,137,113,441	623,350,238
投資証券	35,048,686,254	144,829,112
合計	70,185,799,695	768,179,350

請求目論見書

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	前期 (自 平成17年9月13日 至 平成18年3月13日)	当期 (自 平成18年3月14日 至 平成18年9月12日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的	外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び、取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項
通貨関連
前期（平成18年3月13日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	ユーロ	114,423,522	—	115,777,269	1,353,747
合計		114,423,522	—	115,777,269	1,353,747

当期（平成18年9月12日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	ユーロ	99,568,330	—	100,022,112	453,782
合計		99,568,330	—	100,022,112	453,782

時価の算定方法

1. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
2. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 （平成18年3月13日現在）	当期 （平成18年9月12日現在）
1口当たり純資産額	1.0526円	1.0583円
（1万口当たり純資産額）	（10,526円）	（10,583円）

請求目論見書

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	証券数量	評価額	備考
証券投資信託 受益証券	円	PCA 米国ハイイールド社債ファン ド (適格機関投資家専用)	35,509,968,107	35,137,113,441	
	円 小計		35,509,968,107	35,137,113,441	
投資証券	ユーロ	CA Funds ヨーロピアン・ハイ イールド・ボンド・ファンド 毎月分配クラス	2,312,238.00	234,345,321.30	
	ユーロ 小計		2,312,238.00	234,345,321.30 (35,048,686,254)	
合計				70,185,799,695 (35,048,686,254)	

注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	投資証券 1銘柄	100%	100%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

(参考情報)

当ファンドは「PCA 米国ハイイールド社債ファンド (適格機関投資家専用)」の受益証券及び「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド 毎月分配クラス」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「証券投資信託受益証券」及び「投資証券」は、それぞれ上記投資信託の受益証券です。

なお、「PCA 米国ハイイールド社債ファンド (適格機関投資家専用)」及び「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド 毎月分配クラス」の状況は次の通りです。

「PCA 米国ハイイールド社債ファンド (適格機関投資家専用)」及び「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド 毎月分配クラス」の状況

以下に記載した「PCA 米国ハイイールド社債ファンド (適格機関投資家専用)」の情報は、同投資信託の運用会社であるピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社からの情報に基づき、委託会社が平成 18 年 3 月 13 日及び平成 18 年 9 月 12 日時点で作成したものであります。したがって、決算日に作成する正式財務諸表とは同一の様式ではありません。

また、以下に記載した「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド 毎月分配クラス」の情報は、委託会社が同投資信託の保管銀行、管理事務代行会社である CACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー 及び当該投資証券の発行体である CA ファンズ リミテッドからの情報に基づき、平成 18 年 3 月 10 日現在及び平成 18 年 9 月 8 日現在で作成したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は当ファンドの財務諸表監査の対象外であります。

請求目論見書

1. PCA米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）の状況

PCA米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）

（1）貸借対照表

区分	注記 番号	（平成18年3月13日現在）	（平成18年9月12日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
金銭信託		—	141,999,999
親投資信託受益証券		34,441,303,249	35,139,900,409
流動資産合計		34,441,303,249	35,281,900,408
資産合計		34,441,303,249	35,281,900,408
負債の部			
流動負債			
未払金		—	141,999,999
未払受託者報酬		196,938	160,370
未払委託者報酬		3,249,469	2,646,100
その他未払費用		11,505	9,204
流動負債合計		3,457,912	144,815,673
負債合計		3,457,912	144,815,673
純資産の部			
元本等			
元本	※1,2	33,681,957,752	35,509,968,107
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）	※3	755,887,585	△372,883,372
剰余金合計		755,887,585	△372,883,372
元本等合計		—	35,137,084,735
純資産合計		34,437,845,337	35,137,084,735
負債・純資産合計		34,441,303,249	35,281,900,408

（注）PCA米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）の計算期間は、CA米国・ユーロ高利回り債ファンドの計算期間とは異なり、原則として毎月9日から翌月8日までであります。上記の貸借対照表は平成18年3月13日および平成18年9月12日における同ファンドの状況であります。

(2) 注記表

平成17年9月13日から平成18年3月13日までについては、「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成17年9月13日 至 平成18年3月13日)	(自 平成18年3月14日 至 平成18年9月12日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成18年3月13日現在)	(平成18年9月12日現在)
※1 期首元本額	25,412,336,172円	33,681,957,752円
期中追加設定元本額	11,680,251,377円	5,769,982,609円
期中解約元本額	3,410,629,797円	3,941,972,254円
※2 開示対象日における受益権の総数	—	35,509,968,107口
※3 投資信託財産計算規則第55条の6第10項に規定する額	—	元本の欠損372,883,372円

(1口当たり情報に関する注記)

区分	(平成18年3月13日現在)	(平成18年9月12日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0224円 (10,224円)	0.9895円 (9,895円)

(3) 附属明細表

平成18年9月12日現在

種類	通貨	銘柄	証券数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	円	PCA米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド	29,173,848,410口	35,139,900,409円	
	小計		29,173,848,410口	35,139,900,409円	
合計			29,173,848,410口	35,139,900,409円	

請求目論見書

(PCA米国ハイイールド社債ファンド マザーファンドの概況)

貸借対照表

区分	注記 番号	(平成18年3月13日現在)	(平成18年9月12日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		462,458,389	259,705,600
コール・ローン		927,048,440	771,763,862
国債証券		695,049,861	580,663,393
社債券		34,020,988,638	34,559,075,332
未収入金		23,708,758	657,720,525
未収利息		592,469,988	663,891,285
前払費用		66,714,232	58,723,921
流動資産合計		36,788,438,306	37,551,543,918
資産合計		36,788,438,306	37,551,543,918
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	5,104,000
未払金		19,456,056	—
流動負債合計		19,456,056	5,104,000
負債合計		19,456,056	5,104,000
純資産の部			
元本等			
元本	※1	30,770,924,876	31,170,872,236
剰余金			
剰余金		5,998,057,374	6,375,567,682
剰余金合計		5,998,057,374	6,375,567,682
元本等合計		—	37,546,439,918
純資産合計		36,768,982,250	37,546,439,918
負債・純資産合計		36,788,438,306	37,551,543,918

注記表（貸借対照表に関する注記）

	(平成18年3月13日現在)	(平成18年9月12日現在)
発行済み受益証券数量	30,770,924,876口	31,170,872,236口
本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該マザーファンドの元本額	23,491,022,369円	30,770,924,876円
同期中における追加設定 元本額	11,444,034,161円	5,120,354,508円
同期中における一部解約 元本額	4,164,131,654円	4,720,407,148円
※1元本の内訳		
PCA米国ハイイールド 社債ファンド (適格機関投資家専用)	28,823,586,283円	29,173,848,410円
PCA米国ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンド (適格機関投資家専用)	426,531,622円	418,504,355円
PCA欧米高利回り社債オープン	1,520,806,971円	1,578,519,471円
合 計	30,770,924,876円	31,170,872,236円

(1口当たり情報に関する注記)

	(平成18年3月13日現在)	(平成18年9月12日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1949円 (11,949円)	1.2045円 (12,045円)

請求目論見書

P C A米国ハイイールド社債ファンド マザーファンドの保有資産明細（上位 30 銘柄）

（平成 18 年 9 月 12 日現在）

種類	銘柄名	額面	評価額（米ドル）
国債券	3.125% US TREASURY N/B	5,000,000	4,935,935.00
社債券	6.75%MGM MIRAGE INC	8,480,000	8,210,600.00
	6.875%GENERAL MOTORS ACCEP	8,133,000	8,055,468.11
	7.125% WILIAMS COS	4,952,000	5,038,660.00
	7.875%QWEST CORPORATION	4,600,000	4,761,000.00
	8.5% DEX MEDIA FINANCE/W	4,600,000	4,715,000.00
	8.875% AES CORPORATION	4,000,000	4,387,000.00
	8.625% DEL MONTE CORP	3,848,000	4,040,400.00
	6.625% FORD MOTOR COMPAN	5,232,000	3,989,400.00
	8.5% PSEG ENERGY HOLDING	3,600,000	3,798,000.00
	6.5% NEVADA POWER CO	3,699,000	3,782,723.61
	7.25% FORD MOTOR CREDIT	3,910,000	3,714,394.41
	7.25% NRG ENERGY INC	3,500,000	3,465,000.00
	7.625% HILTON HOTELS COR	3,000,000	3,176,946.00
	7.125% HOST MARRIOTT LP	3,100,000	3,123,250.00
	7.625% XEROX CORP	3,000,000	3,112,500.00
	6.4% XEROX CORPORATION	3,120,000	3,077,100.00
	10.625% KABEL DEUTSCHLAN	2,853,000	3,056,276.25
	11.75% UNIVERSAL CITY DE	2,807,000	3,035,068.75
	7.5% OWENS-ILLINOIS INC	2,926,000	2,970,000.00
	7% CHESAPEAKE ENERGY COR	2,926,000	2,896,740.00
	6.625% WYNN LAS VEGAS LL	3,000,000	2,876,250.00
	11.25% INTELSAT BERMUDA	2,750,000	2,870,312.50
	8.125% DELHAIZE AMERICA	2,650,000	2,840,691.35
	7% SMITHFIELD FOODS INC	2,800,000	2,821,000.00
	8.75% EQUISTAR CHEMICALS	2,700,000	2,787,750.00
	6.875% OMNICARE INC	2,700,000	2,761,430.00
	8.375% NELL AF SARL	2,740,000	2,698,900.00
	6.875% R. H. DONNELLEY CO	3,000,000	2,685,000.00
	7.25% REYNOLDS AMERICAN	2,600,000	2,666,466.44
	6.875% ROYAL CARIBBEAN	2,600,000	2,656,678.50
	6.875% D. R. HORTON INC	2,600,000	2,623,881.00

2. 「CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド 毎月分配クラス」の状況

(1) 本有価証券報告書開示対象ファンドの投資先シェアクラス (CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド 毎月分配クラス) の情報

	平成18年3月10日現在	平成18年9月8日現在
1口当たり純資産額 (当初元本は1口当たり100ユーロ)	102.01ユーロ	101.35ユーロ
各基準日における元本口数	2,381,218口	2,305,638口
うち、本有価証券報告書開示対象ファンドの 保有口数	2,381,218口	2,305,638口
純資産総額	242,906,523.36ユーロ	233,677,755.31ユーロ

(2) CA Funds EUROPEAN HIGH YIELD BOND FUND POOL 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成18年3月10日現在)	(平成18年9月8日現在)
		金額 (ユーロ)	金額 (ユーロ)
資産の部			
預金		16,007,983.52	10,206,016.35
有価証券		299,947,258.69	316,821,988.75
未収入金		13,352,380.10	8,064,770.05
資産合計		329,307,622.31	335,092,775.15
負債及び純資産の部			
未払金		7,580,136.84	14,587,720.91
純資産		321,727,485.47	320,505,054.24
負債及び純資産合計		329,307,622.31	335,092,775.15

請求目論見書

CA FUNDS EUROPEAN HIGH YIELD BOND FUND POOL の保有資産明細（上位 30 銘柄）

（平成 18 年 9 月 8 日現在）

種類	銘柄名	額面（ユーロ）	評価額（ユーロ）
社債券	BBVA 3.50 05-15 25/02A	12,200,000	11,924,279.96
	INEOS GRP REG-S 7.875 06-16 15/02S	10,500,000	10,018,120.88
	ALSTOM REGS 6.25 05-10 03/03A	8,214,767	8,649,447.29
	WIND ACQUISITION FIN. 9.75 05-15 01/12S	7,800,000	8,619,000.00
	FIAT FINANCE TRADE 6.75 01-11 25/05A	6,300,000	6,667,357.73
	FIAT FIN. & TRADE SA 6.625 06-13 15/02S	6,300,000	6,565,016.61
	FG4 SA -REGS- 8.375 05-15 30/04S	5,550,000	6,285,375.00
	NORDIC TEL CO HLDG 8.25 06-16 01/05Q	5,700,000	6,104,568.22
	EB HOLDINGS INC-REGS 10.00 05-15 15/02S	5,614,389	5,698,604.84
	CODERE FINANCE REGS 8.25 05-15 15/06S	5,350,000	5,644,250.00
	IESY ISH NRW -REGS- FL. R 06-13 15/04Q	4,800,000	4,690,800.00
	NYCOMED AMERSHAM 11.75 05-13 15/09S	4,500,000	4,652,100.00
	RIVERDEEP GRP SEN REG 9.25 04-11 15/04S	4,100,000	4,520,250.00
	ALCATEL EMTN 6.375 04-14 07/04A	4,200,000	4,394,250.00
	IT HOLDING FIN -REGS 9.875 04-12 15/11S	4,550,000	4,254,250.00
	MAGYAR TELECOM REG-S 10.75 04-12 15/08S	3,700,000	4,218,000.00
	KAUFMAN ET BROAD REG 8.75 02-09 01/08S	3,700,000	4,088,500.00
	PURUS CO SUB REG-S FL. R 06-16 15/05Q	4,100,000	4,031,248.12
	EUROPCAR REG-S SUB 8.125 06-14 15/05S	3,750,000	3,977,949.38
	FORD MOTOR CREDIT 5.75 03-09 12/01A	3,850,000	3,804,126.28
	FOODCORP REG-S 8.875 05-12 15/06S	3,690,000	3,800,700.00
	HELLAS TEL FINANCE FL. R 06-14 15/04Q	3,686,268	3,759,993.36
	MACACHROME INTL 9.00 06-14 15/05S	3,600,000	3,576,947.40
	TVN FINANCE CORP REGS 9.50 03-13 15/12S	3,150,000	3,528,000.00
	NEW RECLAMATION GRP 8.125 06-13 01/02S	3,519,909	3,490,869.85
	NYCO HOLDINGS 2 REGS 11.50 03-13 31/03S	3,050,000	3,469,375.00
	COGNIS DEUSTCH. REGS FL. R 05-15 15/01S	3,491,396	3,421,568.08
	PIAGGIO FINANCE REGS 10.00 05-12 30/04S	2,950,000	3,399,875.00
	INVENSYS PLC 9.875 04-11 15/03S	3,000,000	3,360,000.00
	NORDIC TEL CO HLDG FL. R 06-16 01/05Q	3,200,000	3,354,461.60

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成18年10月31日現在

I 資産総額	70,396,634,594円
II 負債総額	322,232,087円
III 純資産総額 (I - II)	70,074,402,507円
IV 発行済数量	65,372,221,359口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	10,719円

第5 設定及び解約の実績

期 間	設定数量 (単位：口)	解約数量 (単位：口)	発行済数量 (単位：口)
第1 特定期間 自 平成16年3月19日 至 平成16年9月13日	8,202,362,724	399,554,212	7,802,808,512
第2 特定期間 自 平成16年9月14日 至 平成17年3月14日	11,163,388,269	1,486,183,466	17,480,013,315
第3 特定期間 自 平成17年3月15日 至 平成17年9月12日	34,469,654,613	1,834,050,716	50,115,617,212
第4 特定期間 自 平成17年9月13日 至 平成18年3月13日	24,256,851,344	7,837,608,687	66,534,859,869
第5 特定期間 自 平成18年3月14日 至 平成18年9月12日	9,232,874,215	8,486,534,042	67,281,200,042
第6 特定期間 中 自 平成18年 9月13日 至 平成18年10月12日	1,254,524,162	1,763,750,654	66,771,973,550

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1 特定期間の設定数量には、当初設定口数 (1,531,567,075 口) を含みます。

